

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

巻頭言／地域の組合、地方・地域労連に期待する（宮崎鎮雄）-----2

'95春闘情勢とたたかい方――職場からの報告

運輸一般愛知地本、JMIU愛知地本、自治労連愛知県本部-----4

労働組合訪問シリーズ／（全農林労組東海地本東海農政局分会）-----8

'94港湾シンポジウム報告／政策的討議、一層深まる（土井照夫）-----10

女性をめぐる諸問題（渥美玲子）-----12

研究会報告／女性労働部会：スウェーデンと日本と（姉崎和子）-----14

資料：愛知の主要労働経済指標-----15

研究所だより-----16

●第49号

○1995年1月15日

愛知労働問題研究所

地域的組合、地方・地域労連に期待する

宮崎鎮雄

戦後50年を迎えるなかで、様々な視点から「戦後日本」の諸側面が問い直されている。労働組合（運動）をめぐる諸課題も問い直しを必要とするものであることは言うまでもない。とりわけ「戦後民主主義」と労働組合（運動）との関わりという視点から、問題の問い直しが求められているといえよう。

ところで、全国的にみた労働組合推定組織率は、すでに永年にわたって一貫して低下傾向を示している。94年暮に発表された労働省・労働組合基礎調査結果によれば94年6月現在の全国推定組織率は、24.1%で前年より0.1ポイント低下し、75年の34.4%をピークにして、前年と同じだった81年を含んで19年間低下し続けている（朝日新聞、赤旗、94.12.27参照）。ただし、愛知県においては、全雇用者数の減少も影響して、9年ぶりに推定組織率が上昇しているが、雇用情勢が好転しているとは断定できず、また労働組合（運動）が目に見えて進展したとも言い難いようである（中日新聞、95.1.6参照）。ちなみに、最近5年間の推定組織率は、以下の通りである。

	90年	91年	92年	93年	94年
全国	25.2%	24.5%	24.4%	24.2%	24.1%
愛知	29.5%	29.9%	29.1%	28.0%	28.2%

（愛知労働問題研究所、1995年版『あいちの労働と生活』138ページ参照）

いずれにしても、労働組合の機能が全体的に大幅に低下し、社会的影響力が確実に小さくなっていることを示しているといわざるをえない。

視点を少し移してみよう。

2年ほど前のことであるが、連合総合生活開発研究所（連合総研）の実施した組合員約850人の意識調査結果が一般紙に紹介されたことがある。「労組のイメージは『古い』が32.5%に対し、『新しい』は12.5%、『保守的』32.8%で『革新的』は13.9%、これをホワイトカラー（77人）に絞ってみると、『古い』は49.4%、『保守的』は54.5%。さらに『弱い』45.5%、『頼りにならない』29.2%などマイナスイメージが強かった。労組の活動については全体の10.7%が『会社のいいなりになりすぎている』と厳

しい評価。『少し会社に協力的過ぎる』も29.8%と多かった」というものである（中日新聞、93、1、26）。さもありませんと抵抗感なく読んだのであるが、これは「連合」だからであって、「連合」以外、とりわけ全労連ではこうはならないと言いきれるであろうか、とも思ったものである。企業内正規従業員の組合にあっては、多かれ少なかれ似たような傾向がみられるのではあるまいか。それでも前記調査において、53.7%が組合は「ぜひ必要」と答え、「あったほうがよい」は39.2%であったことは注目に値する。労働組合の革新に対する強い期待がしめされているのである。

それにしても、今日まで組織率の高い官公労や大企業労組において積み重ねられてきた戦後50年の経験や傾向は、それを引き継ぎ強めることによって、全体としての組合組織率を高めたり、労働組合の革新や民主主義的強化に役立つとは思われぬというのが本稿における私の問題意識である。つまり、現在までの高組織率分野は、組合員の自主的選択にもとづく組織化というよりも、企業内集団主義の体現としての組合参加にもとづく高組織率といわざるをえない。いわば企業内帰属意識の強い正規従業員の組織であってこそ、その特長を発揮できたというべきではあるまいか。

戦後一貫して組織率の低い中小零細企業労働者や今日の産業構造のもとで既存組合から排除されているパート、派遣労働者に対して、強い企業帰属意識を求めるだけの客観的条件は存在せず、そこには、企業内集団主義を体現する企業別組合組織が定着する基盤は形成され得ないと思わなければならない。

企業別組合の道を排除しないとしても、産業別、職種別そして地域別組合の道をおのおのの労働者の自主的判断によって選択できるような条件づくりが急務と思われる。これは決して新しい問題提起ではなく、すでに多くの経験が報告されている（最近では、特集「いまこそ未組織の組織化を」、『労働運動』N○353、94、11参照）。しかし、本当に目にみえる活動なしには、多岐にわたる就労形態、業務内容そして生活様式・生活意識の勤労者にとって労働組合が必要欠くべからざるものと認識されることはむづかしいのではあるまいか。

企業の壁をとり除き、地域における日常生活に根ざした労働組合が主軸となった労働組合の上昇を展望したいものと思う。そのために、とりわけ、地域的組合および地方・地域労連の活動に強い期待をもっている。ここにこそ、労働組合（運動）と戦後民主主義との関わりをめぐる問題の問い直しを行なう恰好の学舎があると信ずるからである。

（当研究所理事長、愛知大学教授）

95春闘情勢とたたかい方---職場からの報告

＜運輸一般労組愛知地方本部＞

トラック運輸産業の状況と春闘のたたかい方

堀川 侑男

トラック運輸産業においては、1990年12月の規制緩和「物流二法」の施行によって事業参入と運賃が事実上自由化され、その結果、事業参入社数の増加や荷主・大企業による運賃引き下げの強要と業者間の運賃ダンピングをつうじて、過当競争が激化しています。

大企業による物流経費の削減政策は、運賃の引き下げとともに、輸送に付随する作業のサービス労働を強要してきており、下請け的性格の強い運輸業界では、大手企業での雇止め、新規不採用や労働強化、セールスドライバー化、派遣労働者や契約社員制度などの不安定雇用制度の導入による安上がりな労働力の確保をねらった政策がとられています。

こうした背景には、低賃金・長時間労働・低い下請け単価を中小企業や労働者に押しつけることによって国際競争力を高め、巨額な利益と内部留保を蓄積するとともに、過剰な設備投資を行った結果、円高と購買力の低下を招き、さらにバブル崩壊による構造不況をつくりだした大企業が、不況下でも利潤を確保する体制づくりをすすめているという事情があります。

年金制度の改悪、消費税率の引き下げ、公共料金の凍結解除による「高速道路料金」の引き上げなど、村山連立内閣による一連の悪政が、中小企業の経営や労働者の生活を圧迫すると同時に景気回復の障害にもなっています。

運輸労働者は、低賃金のゆえに、長時間・過密労働を余儀なくされ、それでやっと世間並の水準を維持することができています。すなわち、トラック運輸産業の賃金は、他産業と比較して時間当たり600～800円低く、しかも基本給部分が少なくて稼動給（歩合給）が多いために、過積載や残業に頼らなければならず、長時間労働が日常化しているのです。さらに94年5月の道路交通法改正で、過積載についての規制が厳しくなり、運賃収入が上がらずに収入減となるなど労働者の生活は厳しい状況におかれており、大幅賃上げや労働時間の短縮など労働条件の改善が切実な要求となっています。

「連合」が労働者の要求に背を向け95春闘を自粛する方向だけに、未組織労働者を含む多数の要求を組織し、全労働者を視野に入れた運動の構築が求められています。運輸一般は、組合員および未加盟労組・未組織労働者からの要求アンケートや対話を通して要求を集約すること、職場組織の徹底、職場から春闘をたたかう体制をつくることを重視しています。

95春闘の要求課題として、賃金・労働条件の全産業水準・荷主産業水準の到達を目標に、トラック関係では、年収700万円（40歳、勤続15年前後）を目標に賃上げ43,000円以上と時間短縮（週40時間、年間2,300時間以内）など、統一労働条件の確立をめざすことです。

95春闘の主な取り組みとしては、第一に、95年4月から実施される高速道路料金の値上げについて、政府に対して値上げの認可取り消しと料金システムの改善を求める請願署名の大運動を行います。これを、運輸関係だけでなく幅広い運動にしていきたいと考えています（3月末まで）。第二に、労働者の生活改善要求、業界の地位向上、消費税率引き上げ反対などの国民的課題を社会的にアピールしていくために、トラックバレードを2月19日（日）に名古屋地区と今回は豊橋地区で行います。こうした運動を通じて社会的影響力をひろげ、前進をはかっていきます。第三に、不況を理由とした企業閉鎖・解雇、不当解雇、不当労働行為など労働組合の存在を許さない経営からの攻撃が行われている中で――最近の特徴として、とくに新たに結成された組合に対して、断交の引き延ばしやゼロ回答ないしは超低額回答によって労働者の組合への信頼をなくさせるという組織の弱体化（消滅）攻撃が行われている中で――要求を対峙し、地域労連と連携して攻勢的に運動を進めることにしています。

運輸一般は、①産業別統一闘争（統一要求・統一闘争、業種別運動、職場改善闘争）②国民的・政治課題のたたかい③組織拡大を柱に、全国統一闘争を中心に95春闘のたたかいをすすめます。愛知地方本部としては、共通する要求で愛労連や他団体との共同行動・地域闘争をたたかうとともに、主体的力量の拡大・5千人の地方本部の建設をめざす組織建設5カ年計画（95～99年）の初年度として、要求闘争・宣伝活動・組織活動の三位一体作戦を展開し、組織拡大でも大いに前進をはかりたいと考えており、その条件はあると思っています。

春闘と知事選ならびに国政・地方政治の革新など課題の多いたたかいとなりますが、愛労連・地域労連と連携した運動の推進と、共通する要求課題での傾向の違いを越えた労働組合との共同行動を追求していきます。労働者の団結と運動が前進し、展望が開かれる春闘にしたいと思います。（運輸一般労組愛知地方本部委員長）

＜JMIU愛知地方本部＞

闘う金属労働者の結集が大事―労働組合の真価が問われる95春闘―

根村 浩二

“景気は回復基調”と報じられていますが、金属職場とりわけ中小企業の多くではその実感が乏しく、長期不況の影響をモロに受けています。

目 どの時期でも不況で真っ先に苦しむのは中小企業です。ここ2～3年賃上げが「雀の涙」で終わったことに加えて、残業はなくなり、一時金も大幅カットで、一部の職場を除き、2年続けて労働者の年収は大幅にダウンしています。下請け企業では、仕事量がバブルの時に比べ半減し、しかも「下請け代金支払遅延防止法」や「下請け振興法」などの法律を無視した親会社からの単価の一方的な切り下げにより、企業の存続さえ心配せざるをえない職場もあります。

一方、“おとついはパイオニアの指名解雇、昨日はオークマの定年切り下げ、今日は日産座間工場の閉鎖”に象徴されるように、金属関係の大企業では労働組合が骨抜きにされ、リストラ「合理化」首切り旋風が日本中で吹き荒れています。

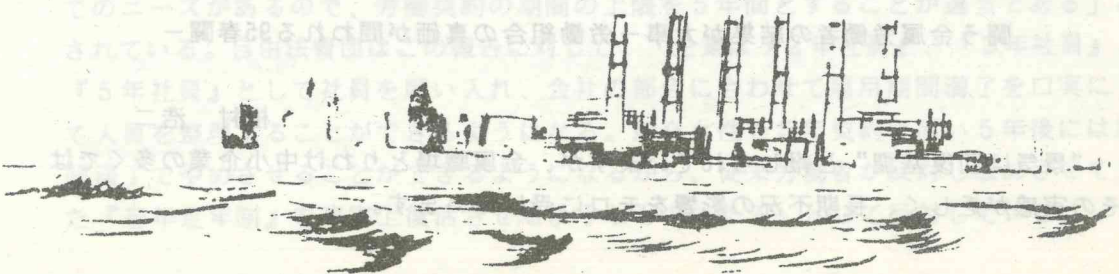
その上、政府や財界の長期戦略と円高とがからみ、急速なテンポで進む製造業の海外進出・産業空洞化は、金属機械関係の中小企業の将来に大きなカゲを落としています。

そんな中での95春闘です。職場では「生活は苦しい。大幅賃上げは当然だ」という声と、「社長の顔色を見ると不況で赤字なのはわかっているし、無理もいえないのではないか」という声の、いわばハムレットの心境になっている仲間も少なくありません。しかし、労働者の生活が低下し雇用不安が進行しているときこそ、労働組合の真価が問われます。オークマのように不況だからといって、いともたやすく労働者の首を切ったり労働条件を低下させる企業に、本当の展望は開かれなと思います。

JMIU全体ではすでに昨年末の12月初旬に、そして愛知地方本部でも12月18日に第1次春闘討論集会を行い、95春闘をスタートさせました。賃上げ要求の基準は38,000円以上、統一要求日は2月23日、回答指定日は3月9日を軸に職場討議を進めていきます。

JMIUだけでなく、大企業で働く「連合」職場の金属労働者も視野に入れ、そこで頑張る労働者や労働組合とオール金属の立場で交流・共闘をし始めたのが95春闘の一つの特徴です。12月3日～4日の「産業空洞化阻止・リストラ合理化反対シンポジウム」には、新日鉄・三菱重工・日立など鉄鋼・電機・自動車・造船・機械など単産の枠を越えた150名をこす金属労働者が参加しました。1月29日には東京・日比谷野外音楽堂で、5,000人規模の「95国民春闘勝利1.29金属労働者総決起集会」が開かれます。愛知でも、これらをきっかけに、闘う金属労働者が立場を越え大きく手をつなぎ、金属労働組合運動の発展・強化をめざして、トヨタをはじめとする金属労働者との交流を模索していきたいと考えています。

(全日本金属情報機器労働組合<JMIU>愛知地方本部書記長)



＜自治労連愛知県本部＞

生活改善、自治体リストラ阻止へ全力で

梅野 敏基

95春闘は、戦後・被爆50年、春闘発足40年の節目であり、一斉地方選挙・参議院選挙そして総選挙さえ想定されるもとでたたかわれます。村山連立政権の日本型ファシズムを阻止し、大企業のリストラ「合理化」「賃下げ」「春闘解体」攻撃と対決し、「国民本位の不況打開」をめざして奮闘しなければなりません。わたしたちは、すべての自治体労働者、あらゆる傾向の自治体労働組合との「一致する要求での共同」を前進させ、運動と組織での「多数派」への土台をつくりあげるため奮闘する決意です。私たちは、95春闘をたたかう中心的課題を、以下のように位置づけています。

第一に、村山政権による日本型ファシズムと憲法改悪策動を阻止し、国政・地方政治の民主的転換への「共同」を構築することです。わたしたちは、「村山内閣即時退陣・内閣打倒」をめざして国政・地方政治の「民主的転換への共同」を拡大し、一斉地方選挙・参議院選挙、そして想定される総選挙を一体のものとしてたたかいます。

第二に、「自治体リストラ」攻撃を突破し、住民生活再優先の民主的自治を確立する課題です。政府・自治省は昨年10月、「第2次地方行革」の推進を地方自治体に通知しました。その攻撃の本質は、地方自治の形骸化・反動的再編、自治体の企業主義的運営の強化と住民本位の施策の切り捨て、地方自治を支える自治体労働者と労働組合への攻撃です。わたしたちは、「憲法を暮らし、地域・職場のすみずみに」「自治体を住民生活擁護の砦に」「清潔・公正・民主の自治体を」「自治体労働者が誇りを持って働くことのできる自治体を」の方向で、全民主勢力・住民諸団体を含む国民的共同闘争として発展させてたたかいます。

第三に、リストラ「合理化」・賃下げ、「春闘解体」攻撃を打破し、国民春闘を構築する課題です。わたしたちは、財界・独占資本の雇用と賃金制度への全面的攻撃をはねかえすために、まともに春闘をたたかおうとする労働者の広範な結集と「共同」の前進をめざします。全労連に結集し、「国民生活ミニマム」要求にもとづく国民春闘の再構築のための国民的共同闘争と組織の前進・確立のため奮闘します。

第四に、「官民一体」の春闘の構築をめざす課題です。自治体労働者の家計は、本人の賃金収入は対前年比でわずか0.9%の伸び、配偶者等の収入を含めた世帯収入では対前年比で0.6%マイナスとなっています。支出では所得税や住民税、社会保険料など非消費支出が実収入の18.6%、住居費・食費・教育費の3項目で消費支出の53.3%を占め、全体として構造的赤字体質となっています。職場では、慢性的な長時間労働、「生理休暇の職場での『死語化』」や「在職死亡」が増大しています。

自治体労働者の賃金闘争と権利闘争を困難に陥れている根本は、労働基本権の剥奪を本質とする人勤体制にあります。しかも人勤体制が「管理春闘」と連動して全労働者への低賃金決定構造としての機能を強化し、政府・自治省の地方自治体への強権的な介入・干渉が強化されていること。連合・自治労などの「人勤完全実施」路線への転落などが、たたかいに困難をもたらしています。わたしたちは、人勤体制打破・労働基本権回復をめざす本格的な「官民一体」の春闘の構築をめざし、あわせて民間労働者の賃金・権利闘争との積極的な相互支援を強化するために奮闘します。

第五に、総合的な社会保障闘争の発展・強化、消費税廃止・所得税減税の実施、コメ輸入自由化撤回など国民的要求の実現をめざして奮闘します。

(自治労連愛知県本部書記長)

日本の食糧を守る

全農林労働組合東海地方本部東海農政局分会

全農林東海農政局分会は、日本の農業・食糧を守ることと自分たちの職場と労働条件を守ることをむすびつけて運動をすすめています。

そこで今回は、中根委員長からガット合意・強行後の今後の運動、「食農健」などの共同の取り組み、職場の労働組合活動について語ってもらいました。

まず、私どもの組合が中心的に取り組んでいる課題について紹介しましょう。

ご存じのとおりガット合意が通り、来年 WTO（世界貿易機関）がスタートします。このことで、関連法案が「整備」され、食糧管理法が廃止され、食糧需給安定法——いわゆる「新食糧法」——が成立しました。これは大きな問題を抱えています。どのようなことかと言いますと、本当に安心して食べられるコメが確保できるかどうか、またコメの検査と流通を担っていた食糧庁のやる事がなくなってしまう、ということです。これとの関係で、私たちに対し大幅な人減らし「合理化」の攻撃がかけられようとしています。具体的には、361ある支所を160に減らすなど、5年間で全体で4分の1ぐらいの人減らしが行われようとしているのです。

私どもの農政局には、今のところ「合理化」攻撃はみえていませんが、そのうち出てくると思います。私どもの職場は、統計、食糧などがありますが、こうした部署は人数が多く、攻撃の対象としてねらわれています。

一方目を農業に転じてみますと、規模を拡大した「農業づくり」がすすんでいます。本当は、今増産しなければならないのに、生産調整を行い、減反を続けています。農業の後継ぎも減少しており、学校を卒業して新たに農業につく若者は全国で1,700名ぐらいになっており、後継ぎがいない状況になっています。結局、農家は減少を続けており、そのことは農林水産省の業務を縮小することになり、「合理化」の要因となっているのです。

食糧の輸入、日本の農家の減少などという現在の状況を放置すれば、いずれ日本人の胃袋は満たされなくなるのではないかと思います。現在、コメなどを輸出している発展途上国は、いずれ生活水準が上がり、従来輸出していた食糧を食べるようになると思います。そうなれば、日本へ輸出しなくなるわけですから、一番困るのは日本人なのです。ですから、今本当に日本の農業を守る運動が必要となっていると思います。これは、同時に私たちの職場を守る運動でもあるのです。

ではもう少し私どもの具体的な取り組みについてお話しします。

私どもは「日本の食糧・農業・健康を考える愛知の会」や「食とみどり、水を守る労農市

民会議」に参加したり、名古屋港に働く労働者との共闘を行っています。

「日本の食糧・農業・健康を考える愛知の会」は今年12月5日、栄の公園ですわり込みを行いました。この時は、右翼からも差し入れがあり、なかなかおもしろいことがありました。また、94年10月2日に「食糧メーデー」を行いました。

名古屋港に働く労働者との共闘は、名古屋港湾関係労働組合協議会と一緒に、名古屋港の野積みの輸入農産物の見学・調査を行っています。

あと私どもの特徴と言えば、学習会への講師派遣でしょうか。食糧問題などの学習会へはよく講師依頼がきます。そうした要請には、組合役員経験者以外の者も含めた「講師団」をつくっており、そこから講師を派遣しています。

現在とはとにかく、食糧・農業を守る運動の盛り上がりのスピードと、農業・農家の衰退のスピードとの競争ですよ。ですから、今紹介しましたように、私どもはいろいろな共闘を大事にしながら取り組みをすすめています。

次に職場向けの取り組みですが、毎日朝ビラを行っています。もう23年ぐらい続いているでしょうか。12月13日現在、No4157を迎えました。毎朝、教宣部の5人ぐらいが、8時30分から9時15分までの間、2ヵ所で450枚配布しています。それほど大きな職場ではありませんから、ビラがわたっていないところがわかります。ビラのわたっていないところへは、後で持っていくようにしています。

それから、職場集会ですが、これは昼休み30分ぐらいですが、平均月1回ぐらい開催しています。

あとは、旗びらき、夏には「団結ビアガーデン」を行っています。だいたい、これには、組合員が300人以上集まってきます。組合員数が390人ぐらいですから、これらは良く組合員が集まる企画ではないかと思います。

地域との関係では、「農業再建祭」をやっています。パネルや食の安全についての紹介や、初日に収穫祭をやります。名城病院など付近の人たちにもビラを配って案内を出しています。これはなかなか好評で、どこで知ったかしりませんが、長久手の方から、野菜を買いに来る人もいました。

先ほど紹介しましたように、これからいよいよ本格的な「合理化」攻撃がくると思います。ガット合意後の闘争をどのようにすすめていくのか、食糧庁は機構の縮小と定員削減を打ち出していますから、これからがいよいよ本番です。これらに対する方針は、春闘方針の中で明らかにされると思います。

日本の食糧と農業を守る、それは同時に自分たちの職場を守ることです。いろいろな人たちと、一致する要求で共闘をすすめ、日本の食糧と農業を守る取り組みを一層強めていきたいと思います(1994年12月)。

(インタビュアー：佐々木 昭三)

(文 責：杉山 直)

<94港湾シンポジウム報告>

政策的討議、一層深まる

土井 照雄

94港湾シンポジウムが、昨年の11月12日～14日まで名古屋港で開催されました。港湾シンポは、国内5大港の持ち回りでおこなわれており、今回で17回目です。このシンポには、名古屋をはじめ全国の港湾関係労働者と名古屋南部公害患者の会、全農林東海農政局分会、愛知交通運輸研究会、中部電力人権訴訟団などの294名が参加しました。

シンポの内容はつぎのとおりです。①船による名古屋港の見学、②基調講演（大木一訓日本福祉大教授「産業空洞化と港への影響」）、③各分野からの問題提起にもとづく分科会――1)新しい段階に入った“規制緩和”反対の闘い（報告者：小林和喜さん、全運輸中部支部特別執行委員）、2)安全で安定した食糧は日本の大地からく米問題を問う（報告者：高木士郎さん、日本の食糧・農業・健康を考える愛知の会）、3)日曜オープン問題と競争原理（報告者：中村義紀さん、全国港湾事務局長）、4)名古屋港からの基調報告、我々のめざす港湾憲章案、ビデオ：巨大工場“港”を動かすく港湾の役割（'94シンポ名古屋港実行委員会）

今回のシンポは、新たな「規制緩和」、「港の24時間、365日オープン化」、全貨検量協定や事前協議制等の産別協定の破棄、大企業の一層の海外進出を支援する港湾版リストラ攻撃の中で開催されました。このような情勢とかみあった形で、基調講演では「港湾を一番利用するトヨタ自動車がどんな将来計画をもっているか」、「規制緩和や産業空洞化・日曜オープンはどうにもならない自然現象ではない」、「港湾は公共のものであり、特定企業のものではない」、「真の国際化はお互いの文化や暮らし認めあうことから」、「経済とは国民・労働者の暮らしを向上させることが大原則」などの港湾のめざすべき基本的な視点が提起され、港湾労働者に展望と自信を与えました（基調講演の内容は、近々パンフレットとして発行する予定です）。

また、港湾版リストラ攻撃を打ち破るには、多くの市民や国民に「港湾の機能と役割」を知ってもらうことが大切であるということから、名古屋港実行委員会では、港の役割について誰にでもわかるようにビデオを作成しました。これは、大変好評で、現在各港や各企業にも配布しているところです。

さらにもう一つ、シンポの成功に向けて名古屋港実行委員会として奮闘したのは、前回の神戸港シンポにつづいて108頁におよぶ討議案（『明日の港を考える』を作成し

たことです。この冊子は、以下の4つの内容から構成されています。

I. 基調報告(案)――はじめに／港を動かす港湾労働者(「毎日3,000人が働きにくる、金城埠頭労働マップ」を含む)／港湾の果たしている役割／船社・荷主の「港湾リストラ」の要請／すすむ規制緩和／港の開発と運営／港への市民の期待／港湾労働者の現状／港の平和利用。

II. 我々のめざす港湾憲章(案)――安全で働きやすい港／市民の生命と財産・環境を守る港／市民の暮らしに役立つ港／平和な港／魅力ある港湾労働を確立し雇用を守る港／規制緩和に反対し、職域を守る港／市民・労働者の参加する民主的な港／市民に親しまれる港／国内外の交流ができる場所“港”。

III. 名港労協アンケート結果(港湾労働者、地域住民、商店を対象に1994年9～10月に実施された調査で、主な結果は以下のとおり。なお、回答数は、民間535人<全港湾・日検労・検定・サンソ労組員>、官公267人<港職労・全税関労組員>、地域住民74人、15商店)。

質問項目

回答結果

「息子等を港で働かせたい」……………3% (民間労働者)

「最近1カ月で危険を感じた」……………43% (民間労働者)

「水族館の建設：よかった」……………40% (民間労働者)、75% (官公労働者)

「港湾計画について知らない」……………36% (民間労働者)

「港湾計画・港づくりで今後何を重点とすべきか」(労働者計、複数回答)

1位「港湾労働者の福利厚生施設」……………409人(51.0%)

2位「環境の改善」……………279人(34.8%)

3位「憩いの場づくり」……………204人(25.4%)

4位「港湾施設」……………192人(23.9%)

5位「輸入食品の安全」……………137人(17.1%)

「藤前干潟等埋立ストップを」……………68% (民間労働者)

「港湾計画等について意見を言う場が保障されている」……………8% (住民・商店)

「港湾計画等の作成に参加したい」……………47% (商店)

「売上がについて」：「増えた」……………0% (商店)、「減った」……………67% (商店)

IV. 資料――各港湾事業者等の役割／港湾法<主旨>／名古屋港管理組合の規約・事務・財政／関税法<条文一覧>／全税関ミニシンポ報告(規制緩和を中心に)／港湾運送事業法に基づく許認可等／港湾労働法<抜粋と雇用安定計画等>／港湾産別協定／港湾統計／船舶情報／輸入食品等資料。

以上の中のアナケート結果については、現在協力していただいた地域住民や商店主に報告しているところですが、今後の運動に生かしていきたいと考えています。

(どいてるお、名港労協副議長)

女性をめぐる諸問題

渥 美 玲 子

1、家事分担論

昨年末、『女性白書』が発表された。そのなかに興味深い記事があった。1993年の日本貿易振興会（JETRO）の調査によると、一週間の労働時間と家事時間の合計は、日本の女性が74.4時間（うち家事時間26.5時間）、男性が61.7時間（同4.0時間）となっており、女性のほうが10時間以上も長い。アメリカでは女性62.1時間（同25.8時間）、男性61.6時間（同14.1時間）、イギリスでは女性59.0時間（18.9時間）、男性56.4時間（同13時間）、フランスでは女性67.8時間（同27.7時間）、男性61.4時間（同16.5時間）ということであるから、どの国も女性のほうが良く働いていることが分かるが、しかし、日本の男性はあまりにも家事をやらなさ過ぎるということもはっきりしている。勿論、労働時間の計算は日本の場合かなり少なめなので、男性も数字以上に働いているだろうが、諸外国に比して男性の家事時間が少ないことは、争うことのできない事実であろう。労働組合の役員になる男性は、「家事時間が一週間で15時間以上あること」を要件としたらどうか、などについて考えてしまう。ついでに、本研究所の男性理事や男性所員の家事時間はどうかしら？

2、労基法改悪問題

日航スチュワーデスの採用を巡って亀井運輸大臣が「待った」をかけて有名になった。ここで問題となったスチュワーデスの契約制は、J A Zという日航の子会社から派遣された者を1年契約で雇い、3年間で打ち切るという条件である。日航がこのような方針を打ち出したのは経費節減以外のなにものでもないが、この契約制は、第1に、同一価値労働同一賃金原則ないし均等待遇原則に違反しているから労基法に違反すること、第2に、3年で更新を打ち切ることが原則である点は、女性であることを理由とする若年定年制であって機会均等法に違反する。第3に、派遣法ではスチュワーデス業務は派遣の対象外の業務となっているので派遣法にも違反する。こういう問題は本来、労働大臣が「待った」をかけるべきであったろう。

そこで思い出されるのが、1993年5月に発表された労働基準法研究会報告（労働契約法制関係）である。この報告によると、「現在労基法第14条では1年を越える期間については締結してはならないとされているが、1年間を越える長期の労働契約についてのニーズがあるので、労働契約の期間の上限を5年間とすることが適当である」とされている。自由法曹団はこの報告に対して、「企業は『2年社員』、『3年社員』、『5年社員』として社員を雇い入れ、会社の都合に合わせて雇用期間満了を口実にして人員を整理することができるようになる。新卒女性を5年契約で雇い5年後には期間満了でやめさせることができるようになるから、従来労働者が反対し改めさせて来た『若年定年制』を事実上復活させるようなものである」として反対している。

労働組合ではこの報告書についての学習や反対運動がなかなかおきていないようであるが、日航スチュワーデスの3年契約の問題は既にこのような労基法改正の方向を見込んだうえでの日航の方針だったのではないかとすれば、この問題は単に日航だけの問題ではなく、労働者全体、特に女性労働者全体の問題であるというべきである。

国会が「悪法マシン」となった現在、労働基準法がこれ以上改悪されないための運動が一層必要である。労働者の皆さんの活躍を期待する。

3、イコールライツ・イン名古屋

昨年7月16日にシンポジウムを開いたことはすでに所報でお知らせしたが、この度記録集ができたので、是非購入して欲しいと願っている。

シンポジウムでの発言内容については女性労働部会の森扶佐子さんが速記を、姉崎和子さんが編集してくれたので、充実した内容となっている。また巻頭言は佐藤貴美子さんに書いて頂いた。愛知県の女性労働者のおかれた状況や闘っている姿が生き生きと報告されており、男性労働者、学者も必見の記録集となっている。1冊350円だが、まとめて購入すると割引きすることになっているので、ぜひご購入下さい。

本年は男女差別などをテーマにした劇をやるをいうことになっているが、その台本は「私」が書くことになった。会社側証人に企業の本音を語らせ、それをどう打ち破るか、観客が裁判官となって判決を書いてもらうという趣向だが、まだ一行も書いていない。どなたか協力してくれる人はいないでしょうか。

4、就職差別アンケート

多くの大学の先生や学生に協力してもらって300通を越すアンケートが返ってきた。このアンケートは今年卒業する男女学生を対象に、就職における男女差別がどの程度のものかを調査するものである。現在集計中なので数字的にはまだ判明していないが、自由記載欄での学生の意見を紹介したい。

「雇用均等法があるからといって、会社資料には一応女子の採用予定人数も載せておいて、実際には不適格者としてドンドン女子を落とし、結局採用しない企業が多いと感じた。仮に採用するとしても男女の仕事内容・待遇に差があるし、新総合職なるものを作りだして女子総合職をそちらに回そうとしているところもある。」「お友達や知人をつくるのにルールを持ち込む人はいないと思う。その延長線上が就職活動ではないだろうか。」「某会社を受験したとき身上書をボールペンで書いたら『鉛筆で書いて下さい』と言われ、全員書き直しをさせられました。その身上書には自己紹介、志望動機その他、その会社の知り合いの社員、紹介者の名前まで書く欄がありました。」

以上の他、生々しい報告が一杯あるが、もっと読みたい方は今年できるはずのパンフレットをぜひ購入して下さいようお願いする。なお、このアンケート結果は、今年9月に開催される北京会議（「差別撤廃条約」批准後の実施状況を点検するために5年に一度国連が主催する会議で、各国の政府代表とNGOが参加する）でも報告される貴重なものである。

（あつみれいこ、弁護士・当研究所所員）

研究会報告

スエーデンと日本と

姉崎和子

労務管理論のスエーデン人研究者であるヘルガ・エルゴード氏（ヨーテボリ大学経済学）が、来名された機会を利用させていただき、女性労働部会では「スエーデンにおける男女平等」の講演学習会をもった。当日は急な呼び掛けにもかかわらず、開催の労をとられた猿田氏御夫妻をはじめとし、十余名の参加をみた。

エルゴード氏は、スエーデンの男女平等の歴史と現状を、①人口構成 ②男女平等諸法 ③平等推進政策 ④日常生活での男女平等、にわたり説明されたが、そのいずれも差別解消の指針となるものであった。が、しかし、その一方「こんな発言が?!」といった事も紹介され、性差別はまさにその国の歴史に編み込まれた根の深い問題であると思わされた。

他の先進工業国と同様、スエーデンも高齢化と少子化による労働力人口の減少の事態は女性の労働力化を促進した。1910年には、現在の日本がそうであるようにM字型を描いていた女性の就労パターンは、1970年以降はU字型に変化し、女性労働力率は現在81%である。1960年代に始まる両性平等への制度改革は、1971年の「個別課税制度」の実施、1979年の性差別禁止法の成立と続き、1992年には、女性のみからなる「男女平等オンブズマン」が設置された。ちなみに、国会議員の45%は女性である。

男女賃金格差89%は、日本のそれが53%であるのと比較するにつけ“幻の数字”ともみえるが、エルガード氏は、女性賃金は未だ自立するのに充分ではないとし、その原因は性差別にあると明言された。「フルタイム・高学歴・大企業・昇進」の要素は、主に男性のものであり、この各要素での差別解消が必要との指摘は、日本と共通する。

参加者から期せずして、ため息とも共感ともいえる声があがったのは、男女労働者の生活時間調査の結果が、OHPに映し出された時だった。それは、横軸に＜助＞＜雑＞＜紫＞＜休養＞等を、縦軸に一日を時間単位で配したものだが、女性の行動グラフは、実にコマ切りに横軸を移動し、男性と比較すると格段に「自分のための時間」「休養の時間」が少ない。スエーデンにおいても、また・・・！。子どもの養育と家事の分担は、重要な施策課題である。

この国では今、性の差異＜ジェンダー＞が問題の対象となっている。それを可能とする背景には労働者と資本との関係の日本との違いが大きく横たわっているのだが、紙数も尽きた。二人の子を夫に託して海外調査活動中のエルガード氏の悠揚迫らぬ姿と、会終了後カップを自然に洗う男性の姿も、本学習会の大切な糧であったと思う。（あねさかずこ 専門学校講師 当研究所員）

主要労働経済指標 (愛知県)

1994年10月分まで

年 月	人 口 (各年 10月1日) (各月1日)	労働力 人 口 (年平均 および3カ月平均)			雇用保険 初回受給 者(一般)	有効求人 倍 率 (原数値 除新卒 含パート)	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
		失業者 率	完全 失業者 率				調査産業計	パート比率	製造業	パート比率
	人	千人	千人	%	人	倍	千人	%	千人	%
1989年	6,643,180	3,558	56	1.6	44,822	2.13	1,372(...)	...(...)	663(...)	...(...)
90年	6,690,603	3,642	57	1.6	42,633	2.47	1,402(2,340)	8.5(14.1)	674(892)	8.2(12.9)
91年	6,748,789	3,669	66	1.8	43,866	2.54	1,439(2,394)	8.5(12.8)	684(902)	6.6(11.0)
92年	6,797,531	3,761	66	1.8	52,042	1.86	1,458(2,432)	8.6(12.9)	688(907)	6.5(11.1)
93年	6,830,372	3,845	80	2.1	67,641	1.05	1,518(2,440)	10.6(15.1)	689(907)	8.4(12.0)
94年 3月	6,835,604				6,793	0.75	1,491(2,418)	11.1(16.0)	688(880)	8.9(12.2)
4月	6,826,131				7,402	0.66	1,519(2,452)	11.0(15.6)	681(894)	8.8(12.0)
5月	6,843,533	3,900	108	2.8	8,596	0.62	1,515(2,449)	10.9(15.7)	678(890)	8.8(12.0)
6月	6,847,605				7,124	0.63	1,513(2,454)	10.8(15.8)	677(889)	6.7(12.2)
7月	6,850,651				5,821	0.66	1,510(2,450)	11.0(16.0)	674(886)	8.8(12.6)
8月	6,851,420	3,839	109	2.8	7,964	0.73	1,504(2,441)	10.8(16.1)	671(884)	8.9(12.5)
9月	6,855,042				6,103	0.77	1,502(2,438)	11.0(15.9)	669(881)	9.1(12.6)
10月	6,856,722				5,749	0.77	1,502(2,440)	11.1(16.1)	669(882)	9.3(12.9)

年 月	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上				常用労働者一人平均月間給与と総額／実賃金の対前年同期増減率 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
	組・小売		サービス		調査産業計		製造業	
	月間給与と総額	実賃金(%)	月間給与と総額	実賃金(%)	月間給与と総額	実賃金(%)	月間給与と総額	実賃金(%)
	千人	%	千人	%	円	対前年増減率	円	対前年増減率
1989年	193(...)	...(...)	241(...)	...(...)	370,927(...)	3.2(...)	356,509(...)	3.5(...)
90年	201(540)	21.1(26.6)	248(448)	5.7(11.6)	387,040(343,603)	1.7(...)	372,376(342,112)	1.4(...)
91年	212(557)	20.3(22.4)	257(469)	7.6(12.7)	411,900(372,934)	0.2(3.4)	392,344(363,140)	0.2(1.3)
92年	218(569)	20.9(22.4)	263(483)	8.1(12.3)	414,081(376,341)	-1.5(-0.4)	398,487(368,722)	-0.4(-0.3)
93年	236(537)	19.6(27.8)	303(518)	14.2(18.5)	407,834(368,186)	-1.2(-3.0)	384,839(360,336)	-3.3(-2.4)
94年 3月	231(539)	20.9(31.4)	302(520)	14.4(17.0)	325,782(305,554)	-1.9(1.3)	290,918(280,546)	-1.0(-0.8)
4月	235(544)	20.8(29.9)	309(530)	14.5(17.2)	317,758(294,887)	0.9(1.0)	299,189(288,736)	0.9(1.4)
5月	234(544)	20.4(30.6)	309(529)	14.5(16.7)	311,857(290,386)	-1.6(0.0)	298,403(288,076)	-0.3(1.2)
6月	233(546)	20.0(31.0)	309(531)	14.5(16.8)	583,495(511,125)	2.6(4.5)	451,087(412,871)	-3.8(-2.0)
7月	233(546)	20.5(29.7)	309(530)	14.7(17.8)	562,188(494,784)	-3.7(-3.4)	656,811(587,864)	0.3(-1.2)
8月	233(544)	20.2(30.5)	307(527)	14.2(17.4)	322,451(304,787)	3.8(3.1)	305,002(298,311)	3.0(2.4)
9月	232(543)	19.9(29.3)	308(530)	14.8(18.0)	318,440(296,276)	3.6(2.3)	306,968(303,473)	4.5(3.9)
10月	231(546)	20.1(29.2)	309(529)	15.0(18.2)	317,716(293,284)	2.6(1.8)	300,260(288,247)	2.3(2.2)

年 月	常用労働者一人平均実労働時間数 (事業所規模30人以上) ※()内はパート労働者を除いた数値				月平均 消費支出 名古屋 市勤労 世帯	消費者 物価 指数 (11市 平均)	鉱工業指数 (年数値は原指数)		側 産 ※負債 1千万 円以上
	調査産業計		製造業				生産	生産者 製品在庫	
	総実労働時間	所定外	総実労働時間	所定外					
	時間	時間	時間	時間	円	1990年=100		件	
1989年	2,124.0(...)	226.8(...)	2,221.2(...)	314.4(...)	323,617	96.7	92.5	101.2	216
90年	2,084.4(...)	225.6(...)	2,178.0(...)	309.6(...)	343,156	100.0	100.0	100.0	181
91年	2,055.6(...)	212.4(...)	2,125.2(...)	278.4(...)	332,192	103.5	101.9	105.3	378
92年	2,006.4(...)	172.8(...)	2,065.2(...)	216.0(...)	327,329	105.0	96.2	110.1	499
93年	1,920.2(2,019.9)	152.5(168.2)	1,957.0(2,015.1)	153.4(164.9)	338,001	106.1	89.2	r104.1	607
							以下は季節調整済		
94年 3月	160.4(169.5)	12.0(13.3)	166.3(172.0)	12.3(13.3)	390,151	106.6	92.4	95.6	36
4月	166.5(175.2)	12.3(13.5)	172.7(177.7)	12.6(13.7)	390,592	106.9	90.5	95.3	51
5月	148.7(156.6)	11.8(13.0)	149.7(154.4)	12.4(13.4)	347,349	107.0	85.7	97.7	43
6月	165.4(173.9)	12.0(13.2)	169.4(174.2)	13.2(14.3)	356,613	106.7	90.6	99.0	49
7月	164.4(173.0)	12.2(13.5)	169.1(173.9)	13.0(14.1)	370,602	106.1	86.4	91.7	40
8月	148.9(156.7)	11.0(12.2)	148.9(153.5)	11.9(12.9)	...	106.5	r88.9	r93.0	54
9月	160.2(168.8)	11.8(13.1)	165.7(171.1)	13.4(14.5)	...	106.9	88.8	92.5	62
10月	160.7(169.1)	12.4(13.6)	167.1(172.3)	13.9(14.9)	...	107.3	*88.2	*91.4	66

注) 愛知県企業部統計課「あいちの統計」「あいちの勤労」「あいちの鉱工業動向」より作成。*印は速報値。r印は修正値。

2) 常用労働者数・労働時間数・月額給与総額は1993年1月より、新たに抽出された基本事業所による調査結果の数値である。

3) 1989年以前は「一般労働者と事業所規模5人以上の調査が、1992年以前は一般労働者とパート労働者の労働時間の区別がされていない。

4) 今号から、実賃金の動向がよくわかるように「実賃金指数」の代わりに「実賃金の対前年同期増減率」を収録した。

—— 研究所だより ——

☆ 1994年11月11日以降の主な活動日誌

- | | |
|---|-----------------------------|
| 11月11日 '95ピクトリーマップ作成委員会 | 11月15日 女性労働部会 |
| 11月18日 第11回所員会議 | 11月20日 自動車産業政策研究会 |
| 11月21日 日本労働運動を読む会 | |
| 11月25日 第11回事務局会議 '95ピクトリーマップ作成委員会 | |
| 12月 6日 女性労働部会 | 12月7日 「あいちの労働と生活」(1995年版)刊行 |
| 12月 8日 国際人権シンポジウム | 12月9日 「あいちの労働と生活」第6回編集委員会 |
| 12月10日 「'95あいちピクトリーマップ」刊行 | |
| 12月17日 第7回定例理事会 「あいちの労働と生活」刊行記念集会
理事・所員等の年末懇親会 | |
| 12月18日 自動車産業政策研究会 | 12月29日～1995年1月8日 年末年始の休み |
| 1月 6日～7日 研究合宿 | 1月9～10日「所報」第49号印刷・発送 |

☆ 今後の主な予定

- 1月13日(金) 第12回事務局会議(16:00～)
- 1月16日(月) 事務所移転準備(10:00～)
- 1月19日(木) 女性労働部会(19:00～南部法律事務所)
- 1月21日(土) 22日(日) 事務所移転および整理(10:00～)
- 1月23日(月) 新事務所(労働会館本館304)での業務開始
- 1月26日(木) 労働会館本館竣工披露パーティー(17:30～)
- 1月27日(金) 第12回所員会議(18:30～ 新事務所)
- 2月19日(日) 自動車産業政策研究会(14:00～)
- 2月20日(月) 日本労働運動を読む会(18:30～)
- 2月24日(金) 第8回定例理事会(18:30～)
- 3月15日(日) 「所報」第50号発行

☆ お礼とお願ひ

昨年7月以来、会員にお願いしてきました新事務所移転のための増資等の結果は、以下の通りです。

- ・出資金：560,000円(目標100万円)
増資—295,000円(19名、3団体)
新規—265,000円(16名、3団体)
- ・カンパ：75,000円(3名、1団体)

1995年1月10日現在

ご協力いただいた会員の皆さまにあらためてお礼を申し上げます。

なお、引き続き増資等のご協力をいただければ幸いです。増資等の送金は、郵便振替または銀行口座への振込でお願いします

■ 所報 第49号(隔月刊)

■ 発行日 1995年1月15日

■ 発行所 愛知労働問題研究所

(略称：愛知労問研)

〒460 名古屋市中区平和2-2-3

高齢者労働会館5階

TEL・FAX (052-323-3435)

■ 編集発行人 愛知労働問題研究所

■ 定価 1部：200円+送料90円

1年：1200円+送料540円

(会員の購読料は会費に含む)

■ 送金先 郵便振替 00860-6-80604

東海銀行金山支店 普通預金

(口座番号：1368019)

※この印刷物は、再生紙を使用しています。